○佐久市・北佐久郡環境施設組合監査委員条例

平成26年10月１日条例第３号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第202条の規定に基づき、佐久市・北佐久郡環境施設組合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査委員の定数）

第２条　監査委員の定数は、２人とする。

（定期監査）

第３条　法第292条において準用する法第199条第４項の規定による監査は、毎会計年度７月から12月までの間に１回行う。

２　監査委員は、前項の監査を行うときは、監査を行う日前10日までにその日時を組合長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があるときは、この限りでない。

（随時監査）

第４条　監査委員は、法第292条において準用する法第199条第５項の規定による監査を行うときは、監査を行う日前10日までにその日時を組合長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があるときは、この限りでない。

（請求又は要求に基づく監査）

第５条　監査委員は、法第292条において準用する法第75条第１項、第98条第２項、第199条第６項若しくは第７項、第235条の２第２項、第242条第１項又は第243条の２第３項の規定により監査の請求又は要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から20日以内に監査に着手しなければならない。

（決算及び証書類等の審査）

第６条　法第292条において準用する法第233条第２項又は第241条第５項の規定による審査は、審査に付された日から20日以内に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（現金の出納の検査）

第７条　法第292条において準用する法第235条の２第１項の規定による検査（以下「例月出納検査」という。）の期日は、毎月20日とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、例月出納検査の期日を変更することができる。

（公告及び公表）

第８条　監査委員の公告又は公表は、佐久市・北佐久郡環境施設組合公告式条例（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合条例第２号）に定める公告又は公表の例による。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。